

申請者(個人事業者)記入例(表)

様式第1 (第18条関係)

記入例(個人事業者)

千葉県水道事業
収入証紙

指定給水装置工事事業者指定申請書

千葉県企業局長 殿	屋号はフリガナを振る
郵便番号を記入	XX 年 X 月 X 日
申請者	氏名又は名称
住民票にあるとおりに記入 “ー”で省略しない	ナハナコウモン 菜の花工務店 〒262-0032
	住 所
	千葉県市花見川区幕張町五丁目 ●番地○
	代表者氏名
	代表 水野 道夫 TEL 043-211-XXXX FAX 043-211-YYYY

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役 員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに順ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代 表 ミズノ ミチヲ 水野 道夫	役 員 センハ ミズキ 千葉 永基
氏名にフリガナを振る	役員相当者がいる場合は記入
事業の範囲	管工事業
行う事業の予定を記入 ※給水装置の工事業を行うことを確認できるような 事項が入っていることが必要です。 例:「管工事業」「給排水管整備事業」「水道事業」等	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

申請書(個人事業者)記入例(裏)

欄内に入りきらなければ欄外に記入

TEL 043-211-XXXX FAX 043-211-YYYY

当該給水区域で給水装置工事事業を行う事業所の名称	ナノナノウムテン 菜の花工務店
上 記 事 業 所 の 所 在 地	〒262-0032 千葉市花見川区幕張町五丁目●番地○
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
センハ ミズキ 千葉 水基 氏名にはフリガナを振る	第 XXXXXXX 号

当該給水区域で給水装置工事事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機械器具調書記入例(表のみ)

別表 (第18条関係)

機 械 器 具 調 書

XX 年 X 月 X 日 現在

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ 等	●●●●●●	1	
	やすり	●●●●●●	1	
	ねじ切り器 等	●●●●●●	1	
	管の加工用の 機械器具			
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	●●●●●●	1	
	パイプレンチ 等	●●●●●●	1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	●●●●●●	1	
種別は欄外の(注)にある4種を記入		型式、型番、性能、形寸、メーカー等を記入		

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓約書記入例(表のみ)

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請 者 及 び そ の 役 員 は、
水 道 法 第 25 条 の 3 第 1 項 第 3 号 イ か ら ホ ま で の
い ず れ に も 該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す。

XX 年 X 月 X 日

申 請 者

氏名又は名称	ナハナコウモン 菜の花工務店
	〒262-0032
住 所	千葉県花見川区幕張町五丁目 ●番地○
代 表 者 氏 名	代表 水野 道夫
	TEL 043-211-XXXX
	FAX 043-211-YYYY

千葉県企業局長 殿

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

確認事項（更新）

千葉県企業局長 殿

〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名又は名称 有限会社 ^{ナノハナコウムデン} 菜の花工務店

〒262-0032

郵便番号、住所 千葉市花見川区幕張町五丁目

●番地○

代表者氏名 代表取締役 水野 道夫

電話番号 043-211-XXXX

①千葉県企業局が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（修了証書）の写しを添付してください。 （公表 ☒ 可 ・ 不可）	
××年 〇〇月 ×〇日	・ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表	

②指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間等（公表： ☒ 可 ・ 不可）	
休業日	（ 日曜日、正月3日が日 ）
営業日	（ 月～土 ）
営業時間	☒ （午前・午後） 8時30分から（午前 ☒ 午後） 17時00分まで
修繕対応時間	☒ （午前・午後） 9時00分から（午前 ☒ 午後） 14時30分まで
漏水等修繕対応の可否（公表： ☒ 可 ・ 不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
☒ 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕	
その他 （ トイレ及びお風呂の修繕のみ対応 ）	
対応工事等（公表： ☒ 可 ・ 不可）	
配水管からの分岐	～ 水道メーター ☒ （施行する） ・ 施行しない
水道メーター	～ 宅内給水装置 ☒ （施行する） ・ 施行しない
その他 自由記入（公表： ☒ 可 ・ 不可）	
緊急時連絡先 XXX-XXX-XXXX（代表者携帯）	

※ 事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表（様式第 21 号関係）の記入をお願いします。

※ 公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

別表（様式第 2 1 号関係）

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 菜の花工務店 船橋支店
営業時間等（公表： ☒ 可・不可） 休業日（日曜日、正月 3 が日） 営業日（月～土） 営業時間（午前・午後）9 時 0 0 分から（午前・午後）1 7 時 3 0 分まで 修繕対応時間（午前・午後）9 時 3 0 分から（午前・午後）1 7 時 0 0 分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表： ☒ 可・不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） ☒ 屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事等（公表： ☒ 可・不可） 配水管からの分岐～水道メーター（ ☒ 施行する・施行しない） 水道メーター～宅内給水装置（ ☒ 施行する・施行しない） その他 自由記入（公表：可・不可）	

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可） 休業日（ ） 営業日（ ） 営業時間（午前・午後）時 分から（午前・午後）時 分まで 修繕対応時間（午前・午後）時 分から（午前・午後）時 分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。） 屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事等（公表：可・不可） 配水管からの分岐～水道メーター（ ☐ 施行する・施行しない） 水道メーター～宅内給水装置（ ☐ 施行する・施行しない） その他 自由記入（公表：可・不可）	

※事業所数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施行規則 第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- ４ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水野 道夫	給水工事振興財団 e-ラーニング	〇〇年××月〇×日
水野 一郎	自社内研修 給水装置の事故に関する 研修	〇〇年××月〇×日
上記内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。）		
☒ 可 ・ 不可		

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- ２ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去１年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
水野 道夫	○	○	検定会合格者	○年度
水野 一郎	○	×		○年度
上記内容の公表の可否 (公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。)				
☒ 可 ・ 不可				

保有している資格等を証明する書類（資格者証等）の写しを添付してください。